

内閣人第 一七六号

起案

平成三十一年一月十九日

裁可	上奏	决定
平成	平成	平成
年	年	年

施行	平成
年	年
月	月
日	日

内閣官房長官

五

内閣総務官

原

大谷

内閣總理大臣

五

内閣官房副長官

五



麻生	国務大臣	根本	国務大臣	岩屋
石田	国務大臣	吉川	国務大臣	片山
山下	国務大臣	国務大臣	国務大臣	山国務大臣
河野	国務大臣	世耕	国務大臣	茂木
柴山	国務大臣	菅	国務大臣	官腰
		櫻田	国務大臣	国務大臣
		渡辺	国務大臣	本
				国務大臣

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 安浪亮介

(十二月十八日予定)

内閣

最高裁人任第2808号

平成30年11月16日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生太郎 殿

最高裁判所長官 大谷直人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京地方裁判所判事) 判事 安浪亮介
やすなみりょうすけ

(発令希望日 平成30年12月18日)

高等裁判所長官任命資格調

(平成30年12月18日)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪高長官	東京地判事	安浪亮介	61	判事補在職通算 10年以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号

2丁		裁判所										安浪亮介				
												年号	月	日	項	庁名
〃	五	〃	〃	〃	四	平成	二	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる	昭和六一	四	一一	廣島簡易裁判所判事に補する	最高裁判所
四		〃	〃	〃	四	平成	二	四	〃	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる	東京簡易裁判所判事に補する	六三	四	一	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所
一一		〃	〃	〃	一	平成	一	一	一一	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	二	一一	一一	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	最高裁判所
裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	神戸地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局広報課付を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所	内閣	内閣	〃	最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課付を命じ	昭和六一	四	一一	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	最高裁判所
神戸簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課付の兼務を免ずる	最高裁判所	内閣	内閣	〃	最高裁判所事務総局秘書課付を命じ	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	昭和六一	四	一一	最高裁判所事務総局行政局付を命じ	最高裁判所

3丁		裁判所		年号	月	日	事項	内閣	庁	名
"	一三	"	"	平成五	四	"	判事兼簡易裁判所判事に任命する	神戸地方裁判所判事に補する	最高裁判所	安浪亮介
	四	"	一〇	八	四	"	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する		
	一	"	一一	九	一	"	裁判所判事につき任期終了	最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる		
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	"	"	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	"	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる		
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	"	"	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	"	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる		

安浪亮介

裁判所										年号	月	日	事項	法院
平成一五					平成一六									
二三	二二	二一	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一	一一	一一	一二	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる
一	四	五	一	一	一	一	一	一	二三	東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所	内閣	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる	
一	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ずる	内閣	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる	
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ずる	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	内閣	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる							
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所事務局長を命ずる	東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	内閣	最高裁判所事務総局人事局給与課長を命ずる							

5丁												裁判所		
年	号	月	日	項	名	安	浪	亮	介					
平成二三	一	二七	事	部の事務を総括する者の指名を解く										
最高裁判所				最高裁判所事務総局人事局長を命ずる										
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了														
最高裁判所事務総局人事局長を命ずる				最高裁判所事務総局人事局長を命ずる										
最高裁判所事務総局人事局長を免ずる				最高裁判所事務総局人事局長を免ずる										
東京地方裁判所判事に補する				東京地方裁判所判事に補する										
最高裁判所				最高裁判所										
内閣				内閣										
静岡地方裁判所長を命ずる				静岡地方裁判所長を命ずる										
東京高等裁判所判事に補する				東京高等裁判所判事に補する										
東京地方裁判所判事に補する				東京地方裁判所判事に補する										
部の事務を総括する者に指名する				部の事務を総括する者に指名する										
東京地方裁判所判事に補する				東京地方裁判所判事に補する										
最高裁判所				最高裁判所										

6丁	裁判所									
									年 号	
									月	
									日	
									事	
									項	
									序	
									名	
									安 浪 亮 介	

東京地方裁判所長を命ずる

最高裁判所